

第114回産業統計部会 議事録

1 日 時 令和5年6月26日（月）10:00～12:00

2 場 所 遠隔開催（Web会議）

3 出席者

【委員】

川崎 茂（部会長）、樋 浩一

【臨時委員】

宇南山 卓、小西 葉子

【専門委員】

滝澤 美帆、江川 章、小松 知未

【審議協力者（有識者）】

小池 芳明（公益社団法人日本農業法人協会総務政策課政策担当課長）

【審議協力者（各府省等）】

千葉県、静岡県

【調査実施者】

農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室：坂井室長 ほか

【事務局（総務省）】

北原大臣官房審議官

統計委員会担当室：萩野室長

政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室：内山統計審査官、森調査官 ほか

4 議 題 農林業センサスの変更について

5 議事録

○川崎部会長 おはようございます。会議室から参加しております部会長の川崎です。よろしくお願いたします。

本日は、第114回の産業統計部会ということで、これから開催させていただきます。皆様におかれましては、お忙しい中、この会議に参加いただきましてありがとうございます。

今日の出席者ですが、私と調査実施者である農林水産省の方々、それから総務省の方々が会議室から参加、それから、委員の方々、審議協力者の方々は皆様ウェブ参加です。清水臨時委員が御欠席です。

ということで、本日は前回の6月5日の部会に引き続きまして、農林業センサスの変更について、2回目の審議を行いたいと思います。

少し審議の状況を振り返っていただきますと、今回の農林業センサスで大きな論点とし

て、農林業経営体調査とそれから農業集落調査の2つの固まりがあるわけですが、前回、農業集落調査の方を先に審議するというようにしておりました。前回、農業集落調査の審議もかなり進んでいたところですが、その中で少し追加質問をいただいておりますので、今日はその農業集落調査の追加の質問事項について、前半で審議していただきます。その後、後半で、農林業経営体調査の変更についての審議を予定しております。

本日の審議は12時までを予定しておりますが、状況によっては若干過ぎるかもしれません。その場合、御予定のある方は御退席いただいても結構です。

もう一つ申し上げますと、6月16日に統計委員会で、私から前回の部会審議の状況を報告しましたが、出席された委員の方々からは特に御発言はありませんでした。

それでは、早速審議に入らせていただきたいと思います。

まずは、農業集落調査の変更について継続の審議ということですが、小松専門委員から御質問をいただいております。また、私からも何点か会議の後で確認したい点があって質問を出しております。これらについての審議をしていきたいと思っております。

それから、本日の会議資料のほかに、前回の会議資料の資料2、これは審査メモというもので、それから資料4がその審査メモに対する回答ですが、後ほど使うこととなりますので、そちらも御用意いただければと思います。

それでは、少し行ったり来たりしましたが、事務局から質問の概要の説明をお願いします。

○森総務省政策統括官（統計制度担当）付調査官 それでは説明します。

資料1ですけれども、こちらは前回の部会終了後、提出いただいた御質問・御意見を集約したもので、1ページから2ページが「農業集落調査」に関連するもの、それから、2ページから3ページが「農林業経営体調査票」に関するものです。順に簡潔に御紹介します。

1は、農業集落調査の公表に関する御質問です。質問文にもありますが、農業集落調査の集計結果では、調査の結果そのものだけでなく、それ以外の各種情報を用いた集計も掲載されています。今回の変更により、調査の方は約3,000の農業集落が対象外となる予定ですが、調査以外のデータにより集計されている部分もこれに連動してデータが公表されなくなるのかというのが御質問の趣旨です。

次に2ですが、こちらは私ども事務局が作成した「審査メモ」の書きぶりに関するもので、今回の変更により除外される集落について、「事実上、農業が行われていない集落」と記載しておりますが、正確な記載になっていないのではないかと御質問がありました。こちらについては、後ほど事務局から回答いたします。

次に3でございます。こちらは農業集落調査の報告者に関するものです。今回の計画では、「実際に農業に従事する立場の人から統一的に選定する」ということが計画されておりますが、農業従事者でなく、地方公共団体の職員に聞くほか、既存の行政情報から得られるものがあるのではないかと御質問意識から将来課題として示されているものです。

次の4-1は「回答が得られない場合の対応」について、あらかじめルール化した方がよいのではないかと御質問意識から、その延長線上として、回答が得られなかった場合

の取扱いについて、具体的な御提案を含めて意見をいただいています。

また4-2ですが、回答が得られない場合の選定替えについて、農林水産省の説明では、報告者が全ての事項について回答できない場合に初めて次の候補者に選定替えするとされていましたが、一部回答不可があっても、分からない部分について、次の候補者に回答を求める運用もできるのではないかという質問となっています。

次に5ですけれども、今回調査対象から外れる約3,000の集落に関するものですが、前回、農林水産省の回答では、このような集落にも農業用排水路など地域資源は存在する場所があるとの説明でした。これを受けまして、調査対象外となる地域の地域資源についても、何らかの方法で把握する必要があるのではないかの質問となっております。

そして6の「農業集落調査」関係の最後の質問ですけれども、今回、民間事業者を活用しますが、①調査対象者への電話督促や訪問、②調査対象者の変更、つまり、選定替えによる再調査について、どのような指示を民間事業者に行うことを想定しているのか御質問がありました。

農業集落調査部分は以上です。

続きまして「農林業経営体調査票」に関連する御質問です。こちらは、前回、農業集落調査において、経営体の居住地と耕地の所在地が異なるケースについて議論になったことを受けてのものです。

まず①は、具体的な取扱いについての確認ですが、農林業経営体調査票の6ページの「耕地（田・畑・樹園地）」において、こちら、「居住地以外の市町村にある土地も含みます」とされていますが、例えば、A市に居住している経営体が保有している耕地は、他市町村に所在する耕地も含めて、全てA市の耕地として集計されるのかという御質問です。

次の②の御質問です。経営体の居住地と耕地の所在地が異なる場合についての規模感についての御質問で、将来的な農林業センサスでの把握可能性についての質問となっています。

そして最後の③ですが、このような経営体の居住地と耕地の所在地とのかい離について、結果利用上の留意点についての御質問となっております。

事務局からは以上です。

○川崎部会長 ありがとうございます。

小松専門委員からの御質問につきましては、質問に関する問題意識を含めて別途ペーパーをいただいております。この段階で、もし何か小松専門委員から補足的な説明がありましたら、簡単にコメントをお願いできたらと思います。いかがでしょうか。

○小松専門委員 質問の本文も配布していただきましたので、そちらに記載してあるとおりです。調査方法の変更自体は難しいのかもしれませんが、調査設計に、我々利活用側にとって認識に曖昧な点があると、非常にこれから使っていく上で困りますし、除外集落の位置付けや調査対象者の位置付けについて、この場でも誤認があったり曖昧な点が残っていたりするようでは、実際の調査での混乱やその後の利活用の上での誤認が避けられないと思いますので、本日はその点も含めて発言させていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○川崎部会長 ありがとうございます。

追加の御質問の中には、農林業経営体調査に関するものも含まれております。そちらの方については、農林業経営体調査の審議の中で議論するというようにさせていただきます。まずは農業集落調査に関する質問について審議していきたいと思っております。

これは、お答えいただくのは農林水産省、事務局、両方からあると思っておりますので、まずは農林水産省にお答えいただいて、その後、必要に応じて事務局の方からお答えをいただきたいと思っております。

それでは、回答を順番に御説明いただくということでお願いします。農林水産省からお願いします。

○坂井農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 回答いたします。

まず、調査対象から外れた農業集落について、立地条件等、農業集落の概況の集計が行われるのかという質問についてお答えいたします。

調査を行わない集落についても行政情報等のデータを作成し、農林水産省の「地域の農業を見て・知って・活かすDB」において公開することを予定しております。このデータベースは、農業集落調査の結果はもちろんのこと、各種の行政情報データや本日審議していただく農林業経営体のデータも、農業集落別に集計したデータと、農業集落の境界線地図に地理的属性を持たせたポリゴンデータと合わせて農林水産省のホームページで公開しているものです。ダウンロードすれば誰でも農業集落別の色分け地図を作成することができます。

次に3番目、報告者の選定について、調査事項は地域の活動に関する内容ですので、地域で共有されている情報です。農業従事者でなくても、地域の実情を知る人や行政資料で分かる場合もあるのではないかと御質問です。

農山村地域調査は、集落における寄り合いの回数や議題、農地等の保全活動について調査することを目的としておりますので、報告者は実際に農林業に従事する方から選定することとしていますが、今回変更した報告者の選定方法により調査を行った結果を踏まえて、将来の実施方法について検討してまいりたいと考えております。

次に4-1です。候補者の選定に当たって、誰に聞いても分からなかった場合の扱いに関する御提案です。まず、調査票に「分からない」という欄を設けておいてはどうかということと、次に集計する際にどこまで調べても分からない場合を「開催されていない」に含んでどうかという御提案でございます。

まず、報告者は調査対象集落において農業に従事する方であることから、本調査の内容であれば、集落内の別の方から情報収集して回答いただくことも含め、調査票の設問に対して回答いただけるものと考えております。最初の御提案の「分からない」という選択肢を設けるということにつきましては、回答に自信がないため「分からない」を選択するケースが生じる懸念がございますので、こうした選択肢は設けないというふうに判断しております。

次のご提案は、開催されていないことが明確な場合、開催されているか不明の場合が同一の選択肢の回答の中に混在する結果となるため、利用者の利便性、前回調査結果との継

続性の観点から適切ではないというふうに考えております。回収した調査票からは開催の有無が判定できない場合は、例えば公表のときの表章に「不詳」の欄を設けるなど検討したいと考えております。

次に4-2でございます。一部回答不可の場合、回答が得られない事項に限って、次の候補者に回答を求めているかどうかという御提案でございます。

報告者が、自信がないなどで一部項目に回答できないといった場合は、集落内の別の方から情報収集して回答していただくよう依頼する予定であります。回収した調査票に未記入部分があった場合は、報告者に事情の聞き取りを行うなど柔軟な対応をしてまいりたいと考えております。

次に5番目でございます。農業者がいない集落の地域資源のデータの扱いに関する御質問です。

農山村地域調査を行わない集落についても、「立地条件等」、「農業集落の概況」等については、行政情報を用いてデータを作成し公開いたします。また、前回の部会でも御説明いたしましたが、農山村地域調査票による調査を今回行わなかった集落であっても、将来、新規就農等により調査対象者が出現した場合には、調査票による調査を行うこととなります。

6番目です。調査対象者への督促や訪問、調査対象の選定替えについて、民間事業者にどのような指示を想定しているかということについてです。

まず、督促や訪問について、3か月の調査期間中から電話による督促を行って速やかに回収することとしております。電話による督促を行っても回収できない場合は、費用対効果を考慮しつつ、必要に応じて訪問して回収するよう民間事業者に指示することを想定しております。調査対象者の選定替えにつきましては、民間事業者が選定された報告者の反応や調査期間を踏まえて適時判断できるよう、民間事業者に指示する考えです。

農業集落調査について、農林水産省からは以上です。

○内山総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官 総務省、内山でございます。問2は、審査メモの記載ぶりについての御質問でございましたので、事務局から口頭で御回答申し上げます。

今回、除外される集落については、調査計画上は「農林業経営体調査客体候補一覧表に登載された者がいない農業集落」とされているのですが、それでも、「農業に関与する方がおられない集落」ということを、より分かりやすく言い表すにはどうすれば良いかということで、事務局において「事実上、農業が行われていない集落」という表現をしたものでございます。

ただ厳密には、集落内に耕地はあるものの、それを耕作する方は別のところに住んでいらっしゃるという場合も対象外になります。ですので、今回除外される集落の全てが「農業が行われていない集落」とは必ずしも言い切れないというのは御指摘のとおりでございます。説明資料の上では「事実上」と付けた表現ではありましたが、言葉足らずであったことをお詫びする次第でございます。申し訳ございませんでした。

以上でございます。

○川崎部会長 ありがとうございます。

それでは、これで農業集落調査関連の追加の質問事項への御説明は全てカバーしたということになるかと思います。

この後質疑応答に入りたいと思うのですが、その前に1点だけ、簡単なことを念のため確認させていただきたいと思います。1ページ目の1の設問です。枠囲みの中に質問の趣旨として、「3,000集落が母数から除かれるということですか」という御質問があります。この趣旨は、農業集落調査の対象とならなかった集落が集計対象から除外されるのか、そのデータがなくなるのかという御質問なのだろうと思いますが、そのお答えとしては、このデータベースではそういう集落のデータも併せて公表している、全ての農業集落をカバーしているので、この3,000が除かれるということではない、そういう理解でよろしいですかね。

○坂井農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 構いません、そういうことです。

○川崎部会長 分かりました。ありがとうございます。これは少し私自身の質問、回答の趣旨の御確認ということでお尋ねさせていただきました。

それでは、この後皆様からこの論点についての御回答を踏まえて、どのように考えるかということをお尋ねさせていただきます。

最初に御質問いただきました小松専門委員から、特に何かありましたら御発言いただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

○小松専門委員 3点ありまして、1つ目は3番の部分で、回答で、今回の調査対象者が「実際に農林業に従事する方から選定」とお答えいただいているのですが、今回の名簿の作成で順位の下の方には、自給的農家、土地持ち非農家も入っていて、居住者が少ない集落の場合、経営体の対象者が存在せず回答いただけない場合はそういった方も調査対象になると思うのですが、どうして回答者全員が農林業に従事する方になっているような回答になるのか非常に不思議に思いました、これは確認したいと思いました。

次に5番の質問の回答で、最初の質問にも関わるとは思いますが、除外集落についてもデータベースでは出していただけるということは今回よく分かりました。ということは、除外集落一つ一つ、このデータベースを見れば特定できるということで間違いはないかという確認です。前回、第1回のときに質問したときに、除外集落の特定は難しいかのような回答だったように受け取ったのですが、データベースに出るということは、データベースの方にあるけれども農業集落調査の調査項目の回答がないというのを1個1個特定できるはずなので、除外集落は外部から見ても特定できるという認識で良いのかという確認です。

あともう一つが6番のところ、調査対象の変更（選定替え）や訪問などは全て民間事業者に委託で、細かいルールは指定しないということなのだと思います。今回、回答が得られなかった場合は「不詳」という表記もあり得ることですので、どういったケースが不詳になるのか、あと、先ほども言ったとおり、土地持ち非農家の方なども、属性の違う方も回答者に含まれるので、どういう方の回答率が高かったのかとか、試

行調査的な意味合いでも検証が必要になるかと思しますので、民間事業者に調査のプロセスについて何らかの記録を残すことを求めるのか、事後的に検証できるようなやり方になるのかという点を確認したいと思いました。

以上です。

○川崎部会長 ありがとうございます。

それでは、農林水産省からお答えいただけますでしょうか。

○坂井農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 お答えいたします。

まず3番ですね、自給的農家とか土地持ち非農家が入っているのに農業に従事する方というふうに回答するのはどうかということですが。自給的農家とか土地持ち非農家であっても、集落において何らかの農業を行っているということには変わりはないと思いますので、農業に携わっていれば状況は分かるかなというふうに考えております。

2つ目の5番のところですが。除外のところをデータベースで分かるようにするのかという質問だと思います。これについては、実際にできるようにしたいというふうに考えております。

3番目の民間のルールのところですが、今回かなり、調査対象者の選定に当たって幾重にも基準を設けておりますし、これらは調査を実際に行った職員のノウハウを反映したものでありますので、きちんと、そういうものに基づいて民間事業者に指示していこうと考えております。

以上です。

○川崎部会長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。今の御回答に対して。

○小松専門委員 2つ目の除外集落は特定できるということについてはよく分かりました。

1つ目の発言のところ、実際に農林業に従事する方というのに、土地持ち非農家は農作業をするわけではなく資源の所有権を持つ者だと思うのですけれど。農作業に従事する方という表現に、農地所有をしているだけの土地持ち非農家が含まれる、これに間違いはないというのは、どうしても少し納得いかないのです。というのも、利活用側にとっては、どういう人が回答したかというのを正確に把握したいという認識があるので、どうしても、全員が農林業に従事する方が回答したという、調査実施後もずっとそういう説明になるのか少し疑問に思います。

あと、最後の質問自体、民間事業者に委託する、全部お任せすること自体は質問ではなくて、何回、選定替えがあったかとか、最終的な回答者は誰だったのかという記録が、農林水産省側に報告され、事後的にそれぞれの回答率などの検証の実施が想定されているかという質問だったので、もう一度お答えいただきたいなと思います。

○川崎部会長 では、お答えいただく前に、私からも。部会長の川崎です。お聞きしなごらの感想を少し申し上げたいと思うのですが。

今の小松専門委員の御質問にも補足的に申せば、実際に「従事」という言葉が、その農業の活動に従事しているというふうに読めるということだと思っております。恐らく、広い意味で農業に関係している、例えば、土地持ち農家の方は、活動には従事してないけれどそ

ういうところに密接な関連を持っているから、恐らく地元の方から農業の相談を受けるなど、いろいろな話題や会合に参加する機会があれば出るだろうとか、そういう意味での、従事という言葉が少し、やや限定的過ぎたのかなという気はするのです。そういうことではないかなというので、少しそれを念のためお答えいただけたらというのが、3番目の質問についてでありました。

それから、6番目の質問に関しての御指摘は大変重要だと思うのですが。やはり職員のノウハウを反映したプロセスと言いながらも、やはり今回新しい方法でやる以上は、その選定がどのように、想定どおり行ったのか行かなかったのか、今後どうしたら良いのかという記録が欲しいというのが今の小松専門委員の御指摘だと思います。その辺りをどのように考えておられるか、そこを是非重点的にお答えいただけたらと思います。

それでは、よろしく願いいたします。どうぞ。

○坂井農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 お答えいたします。

自給的農家、土地持ち非農家ですね、今、部会長がおっしゃったとおり、我々「従事」というふうに申し上げましたが、実際には農業に関与している方というふうに考えていただいても良いかと思えます。

次に民間事業者の関係ですが、名簿にどういう属性の方が回答されたかということを中心に記録するようにしておりますので、事後にそういった情報を基に課題等を整理していきたいと考えております。

○川崎部会長 ありがとうございます。

小松専門委員、いかがでしょうか。

○小松専門委員 分かりました。

特に名簿の件では、1位の順位が自治会長になってることなど、いろいろと過去の調査の経験から設計を考えていらっしゃることなので、この順位付けや名簿の作成方法が良かったのかどうかとか、どこから回答を得られたのが検証されることを願っての質問だったので。回答者が誰だったか農林水産省側には記録として残るということで安心しました。

あと、従事している方ではなく関与しているということが記録として議事録に残るのであれば。後から利活用側で調査設計を確認するときに認識の違いがあって混乱を招くかと思ったので。関与していると、必ずしも全員が農業に従事している人が回答者ではないということがはっきりしたので納得しました。

○川崎部会長 ありがとうございます。

以上で小松専門委員からの御質問についての確認は大体終了したかと思いますが、もう一つ、4番については、実は私自身が提起したことで、これだけコメントしておきたいと思えます。

基本的にはお答えいただいたことに納得しております。というのは、やはり調査票の中に積極的に、アンケート調査のように「分からない」という選択肢を入れ過ぎると、「分からない」を積極的に誘導してしまうおそれがあるというのは、私はその懸念は確かに分かる気がしますので。回答される方々はいろいろな立場の方がおられるので、分からない、

自信のない方もおられるだろうとは思いますが、その「分からない」を作り過ぎないようにするための手だてとして、それを立てないというのは合理的な判断だろうと思います。

それから、最終的にいろいろな手だてをとっても「不詳」を立てざるを得ないかもしれないという御判断、私はそれは大事だと思います。不詳がゼロであるのが一番統計利用上は望ましいわけですが、無くす努力をしてみても出たときには、やはりそこは正直に「出ました」と言って、それがどういうものかを示していただくというのは必要なことだと思いますので。そうすれば過剰に、調査の中で無理をし過ぎないということにもなるので、そういう道も考慮していただいているということを知って一応安心したというところです。そういうことで、御回答についてはこれで納得したということです。

ということで、今出てまいりました農業集落調査についての質問及び回答、またそれについてのコメントは、大体質問を出された方からのものについて終了したということですが、この機会に質問を出されなかった方からも、もし何か御質問、御意見などありましたらいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

小西臨時委員、お願いします。

○小西臨時委員 ありがとうございます。

追加の質問と御丁寧な回答、解説により理解が深まりました。ありがとうございます。

私からは、こちらの議論から少し外れ、本来ならば前回の部会の際に御質問すべきことだったかもしれませんが、川崎部会長から提案いただきましたので、2点質問させていただきます。

本統計調査は、2022年7月28日以降に廃止から存続という大きな変化を短期間で意思決定され、皆様に議論していただき、調査方法と調査対象が大きく変更されることになりました。ですので、より回答者、実施者、利用者の相互理解が必要ですし、丁寧な情報共有が必要だと考えます。今日の部会での審議はその礎になると確信しています。

前回の部会で、実施者の農林水産省から、集落調査の行政利用についての御説明があり、今回の変更による大きな問題はないとの御説明でした。そのときに質問すべきだったのですが、一方で研究や民間利用としてどのような利活用がよくされているのかとかいうような御説明というのはなかったように存じ上げます。農林水産省の2025年農林業センサス研究会の過程では、参加の委員から、農業にとどまらず研究の立場からも利活用の状況とか意見が出ていたと存じますが、今回、その変更に伴って調査対象から外れる集落が存在することで、これらの民間の利用、学術的利用の方の利活用上の支障はないのか、もう一度御確認したいと思っています。

もう一点は、調査項目は前回と同じ、でも今回、経営体調査による母集団整備に変更されることにより調査対象の選択や調査方法が変わることが今御説明いただいたことですが、それによってある程度の断絶というのは生じると考えられます。その周知の仕方につきまして、従来のように、新旧対応表等で、「こう変えました、調査結果の変更や解釈に留意ですとか留保とか追加的な解釈が必要です」ということを、Webページや報告資料に記載されると思いますが、そういう結果報告的な一方向の伝達でなく、利用者に対して周知するための独自の取組などがございましたらお聞かせください。非常に世間の、社会

的な注目も高い統計調査ですので、もしその周知などに関する取組がございましたらお聞かせいただくとありがたいです。

よろしくをお願いします。

○川崎部会長 ありがとうございます。

それでは、これは農林水産省からお答えいただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

○坂井農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 お答えいたします。

まず、民間の活用について民間の利活用はどのようなものがあって調査対象から外れる集落が存在することの支障、我々がどういうふうに考えているかということについて回答させていただきます。

学術研究分野において農業集落調査の結果の利活用については、農林業センサス研究会の議論の過程で研究者の方々から提供いただき確認したところでございます。調査環境が大きく変化し、これまでどおりの調査を行うことができなくなっている中、こうした学術的ニーズも踏まえ、确实かつ持続的に実施し得る調査として調査計画を提示させていただいたところでございます。

農業集落精通者を通じた調査を行うことができないことが判明した集落についても、調査対象から外すわけではなくて、農業集落の中心から最も近いD I Dとか役場、病院、スーパーまでの所要時間といった立地条件等のデータとか、あとは、総土地面積、耕地面積、総世帯数などの農業集落の概況についても、行政情報のデータによって作成して集落ごとに整理して公表することとしております。今回の調査計画では、現状で私どもが行い得る最大限のものというふうに考えておきまして、農林水産省の統計を担う部署として、今回の調査計画に沿って、しっかりと調査をやり遂げたいというふうに考えております。

もう一点、廃止から実施することになった経緯かなというふうに思いますが。前回、2020年までの調査では、市区町村から農業集落精通者に関する情報をいただいて、その方を通じて調査を行ってききましたが、個人情報保護の関係で農業集落精通者の把握が困難になっているということから、利活用のニーズも踏まえ調査の廃止方針を提示しました。その後、研究会の議論の中で学識者の方々から、前回と同じ手法による調査の継続を強く求める意見が出されました。こうした意見も踏まえて研究会で議論を重ね、前回と同じ手法によることはできないものの、今回、調査計画でお示ししている手法にした上で調査を継続することとし、取りまとめが行われたところです。

この調査の仕方の違いなどは、実際に調査結果の中でこういうふうにやりましたということはしっかり書きますし、今後、こういう調査が行われるということについて、しっかり周知していこうというように考えております。

以上です。

○川崎部会長 ありがとうございます。

小西臨時委員、いかがでしょうか。

○小西臨時委員 ありがとうございます。

本来なら最初の部会で私たちのコンセンサスとしてどういう利活用があるとか聞けばよかったなと思って、でも、遅過ぎることはないと思うので、こういうふうに御説明いた

だいてよかったですと思います。

ありがとうございました。

○川崎部会長 ありがとうございました。

それでは、ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、小松専門委員からお願いできますか。どうぞ。

○小松専門委員 一言だけ。

今、農林業センサス研究会のお話もあって、研究者側の利活用についてそこで話し合われたと言っていますし、農林水産省側も把握していただけていると思います。

農林業センサス研究会でも、この除外集落こそ、そういった地域がどうなっているか農村政策として把握する必要はあるけれども、今回の調査設計では除外になるという認識の下、データベースではきちんと出していただけるという設計だと思います。前回の論点への回答で、政策当局から特段支障がない旨の回答を得ているという説明、回答がありましたが、特段の支障がないようにデータベースも含めて対応するということなのですね。この除外集落が政策として把握する農林水産省の政策対象にならないとか、「不詳」になるようなところは特段実態を把握する意味がないということではなく、データベースも含めて、特段支障がないように政策当局としてフォローしていくという認識で良いのですよね。少し気になったので発言させていただきました。

○川崎部会長 調査するか否かに関わらず施策対象かというのは、統計のお答えではないのかもしれませんが、適宜お答えいただけたらと思います。

○坂井農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 調査できなかったところについても、今、小松専門委員がおっしゃったようにデータベースで公開してまいりますので、行政ではそういうところを利活用されていくものというふうに思っております。

○川崎部会長 よろしいでしょうか。

○小松専門委員 ありがとうございます。

○川崎部会長 今のことについて少し私なりの感想を申し上げますと、実は私も「地域の農業を見て・知って・活かすDB」というのをここ数週間使ってみているのですが、大変よくできているというふうに私は感じました。要は農業集落、農業が行われていない集落も含めて農業集落全てを網羅したデータベースになっておりますので、今回の農業集落調査の対象になるかならないかということに関わらず、過去にはそのデータが全部そろっていると。しかも、農業集落調査の情報というのはたくさん把握されている項目の一部で、それ以外にも先ほど調査実施者からも御説明がありましたような、いろいろな地域情報の属性を集落ごとに全てぶら下げたようなデータになっておりますので、その点は、日本全国の農業の実態を小地域で把握するというものがこの農業集落の統計になっている、その中の地域の活動状況を捉えるのが農業集落調査ということで、その部分はやはり農業を行っているところだけを対象にせざるを得ない、ということなのだろうというふうに思います。もしかしたら、その辺りのところがこう時々誤解されるのかもしれませんが、ですので、その辺は是非利用者の誤解のないように、また利用がしやすいように、農林水産省

の方でもこのようなデータベースを通じて、あるいはデータベース以外の方法を通じて、情報を提供していただいたらというふうに感じております。

私の方から、このところ調べた限りのことを少し申し上げたということですが。

それではほかに、もうお一方、江川専門委員だったのでしょうか、お手を挙げていらっしゃると思いますが、御発言ありましたらお願いします。

○江川専門委員 訪問調査については、費用対効果を考慮しつつ、必要に応じて訪問して回収という形になっていますが、費用対効果は具体的にどのように計られるのでしょうか。また、適切な言い方かどうか分かりませんが、効果がない場合は訪問対応はしないということなのでしょうか。

以上、よろしく申し上げます。

○川崎部会長 それではよろしくお願ひいたします。

○坂井農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 お答えいたします。

費用対効果ですね、実際に今の段階で幾らかかるということが分かっているわけではありません。実際に事業者にお願ひする際に、現地に出向いて回収するとなると、旅費も発生しますし経費はかなり増えるというふうに考えております。ですので、そういったところがどれだけ発生するかということもまだ分かりませんので、たくさん発生すれば費用もかかってしまいますし、そういうことも考えながら実施していかないといけないということを書いたつもりであります。

○川崎部会長 いかがでしょうか。

○江川専門委員 費用と効果の両方を見比べて、効果がない場合は調査をしない、要するに費用がかかり過ぎるので調査をしないという理解でよろしいのですか。

○坂井農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 現時点では、精いっぱい予算を要求して確保してできるようにしていきたいなというふうに考えております。

○江川専門委員 分からない場合は、できる限り調査対応をしていくということによろしいですね。

○坂井農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 そういうことです。

○江川専門委員 分かりました。私からは以上です。ありがとうございました。

○川崎部会長 ありがとうございます。

今の点について、少し私から補足させていただきますと、やはりどこまで、それこそ草の根を分けても情報が得られないときに、それでもまだ費用をかけ続けるのかという問題かと思えます。これは農林業センサスに限らず全ての統計調査で、いかにして「不詳」をなくする、漏れをなくするかという努力は常に続けられるわけですが、それでも見つからない、回答が得られない、そういうときにどうするかというときは、やはり最後は「不詳」ということも出てくると思えます。これは先ほども調査実施者から御説明あったとおりなので、不詳をゼロにする努力をしながらも、どうしても駄目なときはやはり不詳というのを立てるとというのが今の調査実施者のスタンスだろうと思えます。

これは、実は机上では分からないものだと私は思います。これは会議室の中でいくら議論しても答えは出ないので、やはり実践で現場の様子を見ながら最善の努力をしていただ

いた上で御判断していただくということなのだろうと思います。その意味でも、先ほど来話題になっておりますように、調査の実施上のいろいろな記録を残していただいて今後につなげるということが大事なかなと思いつながりながら今御質問を伺いました。

ということで、今の御質問も大変大事なポイントだったかと思いますが、ほかに何かございますか、よろしいでしょうか。

それでは、いろいろ丁寧な御質問、また御回答いただきまして、ありがとうございました。これまで、農業集落調査について2回にわたって審議をしていただきましたけれども、これまで再三お話が出ておりますように、現行の調査計画が維持できない中でどうやってこの調査を実行していくことで、かなり農林水産省でも苦労してこの方法を実施していかれるということだと理解しております。そういう中で、現実的な計画が示されているということで、このやり方について一定の合理性があるということで、大筋でこの部会では了承いただいているというふうに思います。

ただ、今申し上げたとおり新しく対応することも多くて、やはり、いくら計画をしっかり立てても実施してみないと分からない部分も多いというふうに思いますので、今後、今回の計画を実行していただいた上で、その次に向けて情報を集めていただいて、その情報を分析して2030年に向けて、また更なる改善・工夫をしていただくということが必要ではないかと思っております。

そういう意味でも、今の段階で情報をいろいろ集めていただく、今回の調査、2025年調査で今回の計画による実施状況について情報を集めていただくことが、今後の分析につながるというふうに思います。特に、把握していただくこととして考えられるのは、どういった属性の方、5段階ありますけれども、そういった方がどのような方法で回答されたか、また、回答が得られなかったときどのような対応をされたのか、そういったことは記録に残す必要があるだろうと思っておりますし、また、今後の検討課題としましても、今回は、直接従事している方を対象にされていますが、農業委員などそれ以外の農業関係者に聞くという方法もあると思っておりますし、あるいは行政情報を使うなど、調査票による調査以外の方法でも情報が集められる可能性もあるのかと思っております。特に、例えば寄り合いを行っているかどうかとかいうのは、かなり公知の情報でもあると思っておりますので、必ずしも個人を特定してその上で回答いただくという方法でなくても情報が得られる可能性があるだろうと思っておりますので、いろいろな方法もあり得るということも視野に入れていただきながら、今後の検討もしていただけたらというふうに思っております。これは今の段階で私なりの頭の整理ということですが、このようなことを頭に置いて答申案文を整理していきたいと思っております。

以上、ひとまずここで集落調査の方の審議は一区切りとさせていただきたいと思っております。

続きまして、今度は農林業経営体調査の審議に進みたいと思っております。これにつきましては、先ほど冒頭でお話ししましたとおり、前回の配布資料である資料2の審査メモとそれから資料4の審査メモに対する回答、これらに沿って審議を進めてまいります。

審議メモの冒頭に目次項目が列挙されておりますけれども、本日はこの中で(1)調査票レイアウトの変更等、それから(2)調査事項の変更について審議をするということで、

そのほか、先ほど申し上げました前回部会後に追加質問がありましたので、その回答の確認、それ辺りまでを本日の審議の目標とさせていただこうかと思えます。

それでは早速中身に入ってまいります。調査票レイアウトの変更については、まず事務局から、審査状況と論点の説明をお願いいたします。

○森総務省政策統括官（統計制度担当）付調査官 資料2の審査メモをご覧ください。調査票のレイアウトの変更について説明いたします。

細かなレイアウトの変更もありますが、大きな変更としてここで御審議いただくのは、「農業項目の林業項目への読み替え」の取りやめについてです。調査票を見ていただいた方が分かりやすいと思えますので、前回、2020年農林業センサスの調査票の2ページ目を表示いたします。この調査、農林業センサスというおき、調査事項の中には労働力や生産物の販売状況など、農業にも林業にも当てはまる調査事項があります。そこで前回調査では、画面に表示されている調査票のオレンジの網かけの部分にあるように、「林業経営について記入していただく場合、設問の「農業」を「林業」に読み替えて記入します」とガイドした上で、林業に従事されている経営体においては、赤字で書かれている「農業」を「林業」と読み替えて記入していただいていたいたしました。

このような対応にした理由ですが、前回調査において、この後、審議していただく労働力関連の調査事項の拡充等に従って、調査票の枚数が増える。これを抑制するために採用された方法なのですが、これにより逆に報告負担が増したという意見が多かったほか、報告誤りや記入漏れ等が多数発生して、市区町村における審査事務の負担などが大幅に増加したとのことでした。

このため、この読み替え方式を取りやめ、農業項目・林業項目の記入箇所をそれぞれ明確化するほか、調査票全体を再構成する変更が予定されております。

今回の経営体調査票の案を少し見ていただけたらと思えます。調査票の1ページ目の下で「記入していただく調査項目について」という部分で、農業、林業、それぞれの記入箇所を大まかにガイドした上で、調査票の各項目においても、例えば、4ページの項番【3】農業の労働力の項目の冒頭で、「農業を行っている方が記入する項目です」と記載する一方で、少し飛びますが、16ページの項番【12】林業の労働力の項目では、「林業を行っている方が記入する項目です」と記載して、紛れのないようにしているというものです。

審査状況といたしまして、外形的なページ数の削減よりも、記入のしやすさを優先して行われるものであり、おおむね適当としておりますが、調査票の変更案を作成するに当たり、省外の者の意見聴取を含め、どのような過程を経て検討を行ったか、論点を一つ立てております。

事務局からは以上です。

○川崎部会長 ありがとうございます。

それでは、農林水産省から御説明をお願いいたします。

○坂井農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 説明いたします。

調査用のデザイン、配置、色調、文字スタイルなどについて検討を行った経過に関する論点について回答いたします。

調査票の変更案の作成に当たりましては、調査担当者だけではなく、調査票デザインを民間事業者に委託し、色合いや文字スタイル、項目の配置等について検討するとともに、民間事業者において、実際に農林業センサスの調査対象となり得る当該事業者の農業者モニターの意見を聞いて検討したものでございます。特にユニバーサルデザインの観点に配慮し、多色になり過ぎないように統一感のあるデザインとしたところでございます。

○川崎部会長 ありがとうございます。

それでは、御質問等がありましたらお願いしたいと思います。

いかがでしょうか。これはできるだけ記入をやすく回答しやすくという配慮からということのようですが、特に御意見はないでしょうか。指名させていただいて恐縮ですが、江川専門委員、小松専門委員、それから小池審議協力者、その辺りからもし何か調査の実態などについて御関心がおありかと思っておりますので、御意見などあればお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○小松専門委員 一言だけ。

○川崎部会長 はい、お願いします。

○小松専門委員 やはり林業経営体に関係する方からは読み替え調査票がかなり使いにくかったという意見があったようで、今回の変更については、私が伺った限りでは、対象者、研究者や関係者の皆様、元に戻ってよかったというようなことでした。

ただ、レイアウトの大幅な変更を前回は行って、また今回行ってということで、細かな点で、たくさん継続性の問題等もあって指摘事項があるので、後ほど発言したいと思います。レイアウトの全体については好意的な意見以外は耳に入っていないので、一言お伝えします。

○川崎部会長 ありがとうございます。

ほかには何かこの点に関してありますでしょうか。

それでは小池審議協力者、お願いいたします。

○小池審議協力者 日本農業法人協会の小池です。本日はありがとうございます。

当協会でも毎年、会員約2,100名に対して、農業法人実態調査というアンケートを実施しているのですが、やはり回答項目が複雑になると非常に面倒だということで、回答率が下がるような傾向が少しあります。そういったところを踏まえまして、今回のように読み替えをやめて農業、林業ごとに回答箇所を分離・明確化することは非常に回答しやすくなると思いますので、とてもいいアイデアというか、今回の工夫点だと思います。

○川崎部会長 ありがとうございます。

ということで、今回の変更についてはおおむね良い受け止めというふうに理解いたしました。

それでは、この点につきましては皆様御了解いただけたと考えたいと思います。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは続きまして、調査事項の変更の方に進んでまいりたいと思います。

調査事項の関連で申しますと大きな区分では、労働力関係の事項の整理・簡素化、それ

から、それ以外の調査事項の変更、そして3番目に、前回の部会後の追加質問、その3つの区分がありますので、この順番で審議してまいりたいと思います。

まずは労働力関係事項の整理・簡素化についてということで、事務局の方から審査メモに沿っての御説明をお願いします。

○森総務省政策統括官（統計制度担当）付調査官 審査メモの5ページを御覧ください。調査票の変更について、①といたしまして、労働力関係事項の整理・簡素化について説明します。審査メモにも表を入れておりますが、審査メモの別添2、こちらの方が全体像をイメージしやすいかと思っておりますので、こちらを表示しながら説明します。

資料では、2015年、2020年、そして2025年の3時点の比較表にしていますが、前回、2020年の調査では、労働力の詳細な把握という観点から、農作業、農業生産関連事業、林業作業ともに、経営内部と常雇いの一部について、赤字で示しているとおおり、個人ごとの情報を書いていただくという拡充がなされました。しかしながらこの変更を受けて、多くの常雇いがある経営体を中心に、報告者負担が大きく増加し円滑な調査実施に支障が生じたほか、記入漏れなどが多数発生したことで市区町村における審査事務の負担が増大したとのことで、今回、個人ごとの把握範囲を農作業の経営内部に限定し、それ以外について合計人数を属性別に回答いただくよう簡素化するなど、全体として見直しをしようという計画となっております。

また、資料の右下の方に少し出っ張った部分がございますが、調査事項の簡素化を図る一方で、個人経営体において把握していた世帯員の男女別合計人数について、年齢階級別に詳細化して把握することや、個人経営体における経営内部に関する調査事項において、これまで設けていた世帯主との続柄を削除することなどが計画されています。

また、審査メモの方に戻っていただきます。

ウの部分になりますけれども審査状況です。審査状況といたしましては、個人ごとの把握範囲の変更については、報告者の負担及び市区町村における事務負担の軽減という観点では異議のないところではありますが、個人ごとの把握範囲の変更については、結果として、調査事項の詳細化が一時的なものとなっていることから、変更の背景を再確認するとともに簡素化することで利活用上支障は出ないのかなど、論点を総論、各論に分けて立てております。

事務局からは以上です。

○川崎部会長 ありがとうございます。それでは、農林水産省からお願いいたします。

○坂井農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 回答いたします。

まず、前回、個人ごとに把握を拡大した理由、必要性は何かということについてです。2015年調査まで、家族経営体のみ15歳以上全ての世帯員の就業状況等を把握する観点から、内部労働の把握を個人別に行っていましたが、農業経営の組織化、法人化が進展する中で、これまでの組織経営体の内部労働の年齢階級別の人数把握では、農業経営体における基幹的農業従事者と組織経営体の役員、構成員を同じ基準、指標で分類し、両者を合わせた農業経営体全体の労働力の確保状況が不明確であることが課題でした。

このため、前回2020年調査では、個人経営体及び団体経営体の内部労働を同じ日数区

分で個人別に把握することで、課題に対応することといたしました。また、外部労働のうち、安定的な労働力とみなされる常雇いについても、個人、団体共に、個人別に、性別、出生年月を把握することで、内部労働と合わせた労働力の分析の可能性が高まることから、個人別の把握の充実を図るとともに、農業の経営改善を図るため、農林水産省では、農業者が担う6次産業化への取組を支援しており、農業と農業生産関連事業に係る労働力の全体像を表すため、これらを一体で把握することとしたところであります。

a-2のところですが、2020年の1回だけで、今回、大幅に簡素化するのかということについてです。ただ今申し上げましたとおり、内部労働力については、個人と団体を合わせた農業経営体全体の労働力について詳細な分析が可能となり、有益な結果が得られた反面、外部労働の個人別の把握により、内部労働と合わせた分析を期待しましたが、外部労働の把握内容が性別、生年月のみであったため、従来の年齢階級別の人数を明らかにするにとどまり、内部労働と合わせた労働力の分析までには至りませんでした。

一方、外部労働を個人別に把握することとしたため、多くの常雇いを雇用している経営体において、記入負担が大きく、記入漏れが多く見られ、これを捕捉するために、市町村での確認作業も長い時間を要したところであります。このような状況を踏まえまして、改めて外部労働力の個人別の把握を含めた労働力全体の把握に関しまして、外部労働の個人別の把握内容や、農業生産関連事業の労働力の充実と調査結果の正確性や報告者及び市町村の事務負担等のバランスを考慮した上で、詳細把握の必要性、ニーズを省内で協議した結果、外部労働の把握については、2015年調査以前の形に戻すこととともに、農業生産関連事業については、男女別の合計人数のみを把握することとしたものであります。

次に、a-3、調査事項の必要性と把握しなくなる調査事項について、利活用上、支障はないのかということについてです。2025年の調査票の4ページから6ページを御覧いただければと思います。労働力の調査項目については、農作業及び農業生産関連事業に投下した総労働量を経営内部と経営外部から把握することで、農業経営の労働力面の安定性や継続可能性を図ることを目的としております。今回把握する調査事項は、記入者の誤認や回答漏れ、同一人物の複数計上を防止する観点から、初めに全体の労働力を俯瞰して、属性ごとに合計人数を記入した後、属性ごとに詳細を記入していただくようにしたところであります。また、個人ごとに一体で把握していた農作業と農業生産関連事業を分離して簡素化した上で、まず、農業生産関連事業については、別途、従事した人数の総数を把握することとしました。

次に、農作業に従事した常雇いについては、男女別、年齢階層別の合計人数把握に変更しましたが、把握方法を変更しても、前回2020年調査とも連続し、かつ、2015年以前とも連続するデータは確保されるように設計しておりますので、利活用上の特段の支障は生じないと考えております。なお、労働力の把握について、前回2020年調査で大幅な見直しを行ったものの、改めて詳細把握の必要性、ニーズを省内で協議した結果、農作業の内部労働については、経営における基幹の労働力であり、これまで個人経営体では問題なく把握できていたことや、前回2020年調査で初めて個人ごとに把握した団体経営体でも問題なく把握できたことから、今回、2025年調査でも、個人ごとに把握することを継続し

たということでもあります。

次に、bのところです。世帯員の男女別人数について、合計値から年齢階級別に詳細化する理由についてです。調査票の2ページの下を御覧いただければと思います。前回までは15歳以上の全ての世帯員について個人ごとに詳細を把握しておりましたが、前回調査結果で、約23%、全体の4分の1が農業に全く従事しない世帯員でありまして、年齢以外の個人ごとの詳細な情報は農業経営体の構造分析上の利用が低いことから、記入者の負担を考慮し、今回は、自営農業に従事した世帯員に限定して、個別の把握を行うこととしたところでもあります。

一方で、少なくとも全世帯員を年齢構成別に明らかにすることは、経営体の維持、担い手確保の観点で将来的な労働力を見通す上で重要な指標となりますので、既存項目である世帯員数の項目を拡充し、合計人数から男女別、年齢階層別に把握する方法に変更することとしたものであります。

次にcです。世帯主との続柄についての論点です。調査票の4ページの下です。前回2020年調査では、統計委員会の審議におきまして、パネルデータのマッチングキーが欠けてしまうことや、年齢が近く、性別の異なる世帯員がいた場合、兄弟なのか夫婦なのか分からなくなるといった御指摘に基づいて、2020年でも2世代や3世代といった家族経営構成に関する集計を継続することとしたところですが、政策への具体的な活用がございませんでした。さらに、前回まで15歳以上全ての世帯員について、続柄を含めて個人ごとに詳細を把握しておりましたが、その利活用が低調なことから、今回調査では、自営農業に従事した人に限定して、個人ごとに詳細を把握することとし、記入者の負担軽減も考慮して作成するというようにしたものであります。

また、漁業センサスでは続柄を把握しておりますが、農林業センサスでは、農業経営の事業継承の実態を把握するという観点から、別途、後継者に係る項目、調査票の3ページの下になります、これを拡充することとしておりまして、政策的な利活用を照らし、可能な限り報告者への負担を軽減するよう削除するというようにしたものであります。

次にdです。経営を開始または継承してからの年数について、経営開始または経営継承についての説明を丁寧にすべきではないかという論点についてです。調査票の3ページの上を御覧いただければと思います。これにつきましては、経営開始及び経営継承の説明を調査対象者に別途配布いたします調査票の記入の仕方に記載して、補足したいと考えております。

次に、eでございます。農林業経営体を引き継ぐ後継者について、前回調査と定義が変わることになるのではないかという論点でございます。調査票の3ページの下を御覧いただければと思います。後継者については、農林業センサスが5年周期で実施されていること、5年以上先の経営継承について聞かれても回答が困難と考えられること、回答する上で主観的割合が高くなることなどを考慮して、前回2020年調査では、回答の範囲を5年以内としたところでもあります。

しかし、調査対象になり得る生産者から、5年以内に引き継ぐ意思はないものの、既に後継者は決まっているが、そういった場合、回答に迷うといった意見があったことや、5

年以上先の予定も捕捉できれば、経営継承の実態把握の充実が期待できることから、前回調査と回答の範囲が異なりますが、2015年以前と同様に、2025年調査で「5年以内に」という文字を削除したところでございます。なお、当該事項の選択肢として、5年以内に経営を引き継ぐ意思があるか否かという欄も設けておまして、そうすることで2020年とも連続し、かつ、2015年以前の回答の範囲と連続するデータが確保されると考えております。

以上です。

○川崎部会長 多くの項目についての御説明ありがとうございました。

それでは、質疑応答に移りたいと思います。

どなたからでも結構です。御質問などありましたら、お願いします。

では、まず、宇南山臨時委員からお願いします。

○宇南山臨時委員 宇南山です。御説明ありがとうございました。

私、家計を中心に研究していることもありまして、個人経営体の部分に少し関心があるのですけれども、今回、個人経営体の世帯の状況について、全体として何が起こっているかと言いますと、世帯の状況を詳細化する一方で、続柄を落とすということと、農業に従事しなかった人の状況を少し聞かなくなるという、大きく言うと3点セットになっているのではないかなと理解しています。

その意味では、御説明の中にもありましたが、続柄というのは非常に重要な要素でありまして、前回の統計委員会の審議においても、最終的には継続することになっているということで、私の周りの研究者が一番深刻だと言っているのは、家計世帯員同士、世帯員レベルでのパネルデータを作るときに、マッチングキーが欠けてしまうというのが非常に深刻な問題だと聞いております。この調査、農林業センサス、基本的にはクロスセクションのデータではありますが、構造動態編というのがありまして、5年ごとのデータがつながるようになっていくということで、パネルデータとしての役割というのは非常に大きいのではないかと考えています。そのパネルデータという観点を考えると、どんな人が新たに農業に参入してきたか、どんな人が引退したのかを観察できるというのは非常に重要で、その場合、主なものは後継のお話、詳細化であるというお話がありましたが、やはり、家族内で出ていくというケースが多いと思いますので、農業に従事していない人の状況や続柄の削除というのは、少し問題があるのではないかなと思っています。御説明がありましたが、農業に従事していない人が25%近くいるという話ですが、非常に大ざっぱに言うと、4人家族なら1人ということで、8人家族でも2人というイメージで、世帯の状況の詳細化を見ますと、詳細な年齢別に人数を聞くというようなことを行っていますので、合計として、そもそも負担が軽減になっているのかどうかもよく分からないところでありまして、むしろ、続柄も聞いてしまって、農業に従事していない人も、生年月日とかで聞いてしまった方が楽なのではないかなと考えたところです。

私からの意見は以上です。

○川崎部会長 ありがとうございました。

それでは、これについて、農林水産省からお答えをお願いしたいと思います。いかがで

しょうか。

○東農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室課長補佐（農林業センサス統計第1班担当）では、お答えします。

まず、農林業センサスが農業に関する構造統計ということで、農業に従事した方をメインに取っていきこうという目的が一つあります。それで、個人ごとにデータを取ることはそれほど負担ではないのではないかとというような御意見もありましたけれども、やはり、世帯員ごとに該当する年齢区分に書くには、当然、年齢が分からないと区分も分からないということもあるのかもしれませんが、まずは記入する負担を減らそうということがございまして、このような形にしたということ、それから、労働力の関係で、先ほどのお答えにも重複してしまっていますが、後継者の視点でいくと、別途、充実させていますので、この点で何か簡素化できるところはないかということのを少し考えた上で、このような形にさせていただいたということと、あともう一つ、家族であっても、同じ経営で農業に従事している経営体であっても、経営者の方と息子が別の世帯になっていた場合、息子の方は世帯員として把握できないというようなことも少なからずあるのではないかとこのもございまして、簡素化できる方法として、項目自体は少ないですけれども、このようなところも簡素化を考えた次第でございます。

繰り返しになってしまいますが、農業に従事した方に特化した形とさせていただいたので、やはり、世帯全員の続柄は広い意味で全体が捉えられなくなりますので、そういったことで御容赦いただければと考えた次第です。

○川崎部会長 では、内山統計審査官、お願いします。

○内山総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官 事務局、内山です。

今、宇南山臨時委員から御提案いただいた件で、皆様、調査票のイメージで見ていただいた方が良くと思うのですが、前回の調査票、2020年の2ページのところでございすけれども、今回、経営主というのは、項目を集約して別建てしますので、今回ここにはは残らないのですが、①のところ、世帯主との続柄というのがありました。

それから、⑥という一番右側のところに従事した日数というのがあるって、左側に「従事しなかった」という欄があります。ですから、その世帯に属していらっしゃって、農業に従事していないという方については、ここにチェックがつくという形で回答されていたということになります。ですので、今、宇南山臨時委員がおっしゃったイメージだと、2020年の続柄と従事しなかったという項目を残したらどうかという御提案なのかなと思うのですが、そうすることによって、今回2025年の調査票案の2ページの下のところ、世帯員の数を記入してくださいということで、年齢階級別の記入を求めています。ここは農業に従事しているか否かに関わらず、書くということですが、仮に先ほどの「従事しなかった」という項目が残るということであれば、農業については、この（2）がなくてもよいというような形になります。繰り返しになりますが、宇南山臨時委員がイメージしておっしゃった形というのは、2020年の続柄と従事しなかったという項目が残る。一方で、農業については、今御覧いただいている（2）がなくなる、そういうようなイメージでよろしいでしょうか。宇南山臨時委員への確認でございました。

○宇南山臨時委員 非常によくまとめていただいて、ありがとうございます。私がイメージしていたのは、まさしくそのとおりでありまして、経営内部の労働力の詳細という部分に2列、従事しなかったという列と続柄が足される、一方で、2ページ目に出ている15から19とか20から29の男女というのを書くのを省いて、恐らくは2020年以前に戻すとするれば、世帯全体では一応人数を書くということはあるとも良いと思うのですが、年齢別では答えないということになれば、調査負担としては、結局は何年生まれの人は何人いるのだからというのを考えるので、むしろ手間は少ないのではないかなと思います。さらに続柄、もちろん、負担といえば負担ですけれども、メリットを考えますと、今いろいろな研究者が世帯員レベルでのパネルデータの構築や、それをデータベース化して研究者間で共有するというような取組もしていますので、パネルデータとしての利用価値を考えたら、是非とも残していただきたいと考えているところです。

○川崎部会長 ありがとうございます。部会長として、今の議論を聞きながら、私なりの頭の整理を申し上げますが、先ほど、内山統計審査官から前回の2020年調査との比較をされて、そういうものと現在の変更案を比較するというお話がありましたが、私自身も今のお話を聞きながら、ふと疑問を持ったのは、今回の調査計画の変更案でいきますと、結局、年齢区分ごとに人数を聞く場合、要は簡単な集約をする表になっているのが現行の案だと思います。

ただ、もう一方で、これまでの回答欄、前回の回答欄などを見ますと、世帯員が7名までしか記入できないような格好になっていまして、農家は都市部の世帯よりも大家族が多いかもしれませんが、多分、7ぐらいの欄があったら足りる、せいぜい10以下ぐらいのものだろうと考えると、この現行案は年齢階級別に書いてある形の回答欄になっていますが、それと同じぐらいのスペースで7名列挙の欄を作っても、回答上は全然問題ないし、あるいは、誰がどういう続柄で、そして性別で、出生の年月はいつでと書くのは、大した追加の手間にもならないという気もしますので、そういう意味で私自身は、宇南山臨時委員のおっしゃった御発言、パネルデータの利用とか、そういうことを多少、脇に置いておいたとしても、果たして、どちらが本当に回答しやすいのかというのは、ふと疑問に思ったというところがあります。ということで、農林水産省からお答えいただけたらと思うのは、回答の負担の軽減というのが本当にそうだろうかというのが疑問の1点だと思いますし、それからもう一つは、世帯の世帯構成がどうなっているかというのが、この新しい方式だけだと見えなくなる。また、マッチングなども難しくなるけれど、それをどう考えるのだろうかという、その課題に対する対応をどうお考えか、少し御意見をお聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○坂井農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 お答えいたします。

負担軽減に関しては、確かにこの部分だけを見ると僅かな負担軽減かもしれないですけど、そういうものがこの後もいろいろ積み重なって、全体の負担が軽減されると考え、設計しております。しかし、先ほどいろいろ意見が出ましたので、持ち帰って検討させていただきたいと考えております。

○川崎部会長 ありがとうございます。この点は、引き続き、御検討をよろしく願います。

たします。

では、これ以外の論点で、宇南山臨時委員からの御質問、以上でカバーできていますでしょうか。

○宇南山臨時委員 ありがとうございます。

○川崎部会長 では、ほかの方からということで、小松専門委員から手が挙がっていますね、小松専門委員、お願いいたします。

○小松専門委員 かなりたくさんあるのですけれど、まず先に、この票と連動する部分について発言したいと思います。今回、調査票のレイアウトの変更に伴って、経営者の情報をまとめて聞く設計になっていて、経営者は、今、共有されている画面のところから外れて、別途、聞く形になっていますよね、調査票では。その点についてですが、団体経営体と個人経営体を合わせて経営者の主な状況を聞くような設問になっていまして、【2】4では2択の設問と5択の設問を無理やり1つの設問にまとめている形で、今回、調査が設計されていると思うのですが、かなり選択肢に無理があると思えました。特に、団体経営体の主に農業以外の事業に従事という人はどこに丸を付けるかとか、個人経営体のみしか選べない設問を隣に置いておくとか、回答者がかなり使いにくいような設定になっていて、矛盾なく回答者が理解しやすいような選択肢にならないのだったら、正確にデータを取得するためには、経営主の情報も従来どおりの票、今出ているような世帯員全員の情報を書く方に戻さざるを得ないし、そうでないと正確にデータは取れないのではないかと思ったので、御検討いただきたいです。

ほかに、たくさんあるのですけれど、続けてよいですかね。

○川崎部会長 そうですね。では、幾つかまとめてお聞きして、その上で対応を考えていきたいと思えます。お願いします。

○小松専門委員 次は、労働力全般に関わることで、用語についての指摘です。今回、調査票全体で、「農作業（管理労働を含む）」という用語が使われているのですが、前回までのセンサスでは、農作業ではなく「農業（管理労働を含む）」と使っていたのですね。ここを変更すべきかどうか、その妥当性について御説明いただきたい。背景として、恐らく法整備上は「農業」と表現すると農業生産関連事業も含まれてしまうので、農作業と農業生産関連事業に分けたいという意図はあると思うのですが、センサスについては、これまでずっと、農業と農業生産関連事業というのは違うという、その区分で調査を続けているので、ここの用語を変更し、しかも「(管理労働を含む)」というのが正しく認識されるか、非常に心配になりましてコメントいたしました。

次に、労働力について、調査票でいうと12ページの下の方で、前回、農業生産関連事業に関する労働力の把握をかなり拡充した上で、今回、また、項目を再選定するということがあったと思うのですが、3番のところで、労働力の実人数を聞いた上で、延べ人数を聞かない。今回、延べ人数を調査する欄が削除されています。それが非常に問題があるのではないかと考えていて、労働力の総量を把握するなら従事日数の合計が必要で、2020年農林業センサスでは、様々な雇用状況の把握の結果票でも、農業生産関連事業については、実人数ではなく延べ人数を集計結果として並べて表示している票もたくさんありまして、

総量を図るといのは非常に重要だと認識しているのですが、ここでは、それを削除した上で、うち、農業には従事しなかったというような形になっていて、限られたスペースの中で、延べ人数を聞かずに、農作業に従事しなかったとしておく、この優先度の選定が妥当かについて、御検討いただきたいなと思います。

先ほどの定義にもあったとおり、農作業に管理労働を含むとか含まないとか、この切り分け自体、回答者にとっても非常にややこしい設問ですし、農林水産省側がどうしてこちらの設問を優先したかというのは御説明いただきたいなと思いました。

あと、細かい点でして、調査票の4ページです。これは、もし可能なら、注記を付けてほしいというシンプルなコメントです。臨時雇いについては、日雇、季節雇い、手伝いなどとなっていて、2015年農林業センサスまでは、調査票本体自体に臨時雇入や農業研修生、手間替え・ゆいなども含みますというのが書いてあったのですね、別紙ではなく調査票自体に。2020年からこの注釈がなくなって、利活用、分析する人から、研修生は臨時雇いにカウントしている計算をされているかされていないか、調査の連続性を考えて、非常にデータが読み込みにくいという意見が多くありまして、もし可能なら、2015年まで、長くあった注記を調査票自体に書くことを検討していただけたらなと思います。

同じくこの画面で、今回、これ以上調査項目を増やすのは無理だというのは承知しておりますので、次回以降、2030年以降に検討していただく価値があるものとして、常雇いのうち外国人を、制度の違いというのもありますけれど、漁業センサスでは把握していて、農業についても特定技能制度が適用されるようになっていっているので、実態把握のニーズとしては、今後、常雇いに外国人を特定するというのも十分考えられるのではないかと。これは申し送り事項というか、発言だけさせていただきたいということで回答は求めません。

○川崎部会長 よろしいですか。

○小松専門委員 あと2つだけあるのですけれど。

○川崎部会長 では、できるだけ挙げていただいて、その上で対応を考えましょう。

○小松専門委員 ありがとうございます。

論点dの経営を開始のところで、調査票の3ページ、これは論点にも挙げていただいたとおり2番の設問で、経営開始と就農を混同される方がいるのではないかと懸念で、限られたスペースの中で設問文を工夫するのであれば、経営継承と就農を混同するより、経営開始と就農を混同する方が多いのが想定されるので、もし可能なら、経営継承の括弧内の説明を加えるより、経営開始に、例えば新規参入や独立による操業と付けるとか、こちらの方を補強する方が誤認を避けられるのではないかなと思ったので、これは意見というか、そういう指摘です。

最後に、このページの5番目の設問について、設問設定が大幅に変わって、その意図等を説明いただいたので、今回、設定が大きく変わるということで、注釈として、親族以外の経営内部の人材と経営外部の人材というのが回答者に正しく認識されるか少し不安がありまして、ほかのページでは、経営内部の労働力が役員、構成員を示すとかという、調査票自体に詳しく書かれているのですけれど、この区分自体が初めて出てくるのが3ページなので、ここに注釈がある方が誤認、誤記を避けられるのかなと思ったので、付け加えて

コメントしておきます。

私からは以上です。

○川崎部会長 丁寧な御検討とコメント、ありがとうございました。7点ほどいただいたかと思えます。幾つかのポイントについては、改善で、こうしたらどうかというサジェスション、提案みたいなものだとも思えます。農林水産省におかれては、今お答えいただけるものについてはお答えいただき、また、持ち帰って検討するものもあるかと思えますが、その辺りはまた、適宜、お答えの中で振り分けながら、コメントをいただけたらと思えます。では、よろしくお願ひします。

○東農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室課長補佐（農林業センサス統計第1班担当） 幾つかの部分をつくくめての話になりますが、回答者に紛れなく回答いただけるような設問になっているのかということや用語の関係を少し触れさせていただきたいと思うのですが、まず、レイアウトの話で、民間事業者に意見を聞いたりして行ったということは御説明しましたが、その中で、民間事業者の抱えていらっしゃる農業者のモニターに、調査票の案の段階ですけれども、回答いただけるかというようなこともお聞きした中で作っているの、更に補足できるようなところがあれば補足しながらとは思っていますが、一応、これで回答していただけるというような認識で設問を立てております。

それと、用語の関係ですが、委員がおっしゃったように、今回、「農業」を「農作業」という形で記載させていただいたのは、農業生産関連事業の関係を独立して設定した関係もあって、その違いを出すために、あえて「農作業」というような形で記入させていただいたという経緯がございます。

それから、12ページの日数を聞かないというのは不十分なのではないかというようなことでしたが、まず、農業生産関連事業に関しては、独立した項目として設定するに当たって、従事人数が、まずは重要なのではないかというようなことで、日数に関しては、今回は削除する形にはなりましたが、まず、人を取るというようなことで、進めさせていただいております。うち、農作業には従事しなかった人ということで、うち書きで設定させていただいた理由としましては、農業と農業生産関連事業のどちらも従事する人が当然いると思えますが、それぞれ単独で農業に従事した人、農業生産関連事業に従事した人を把握できるようにするために設けております。

あと、4ページの臨時雇いの注釈の関係とか、30年以降の常雇いのうちの外国人の関係とか、3ページの経営継承と経営開始のところの補足と言いますか、開始の方に括弧書きで注釈を入れた方がよいのではないかという御指摘、それから経営内部と経営外部の人材というようなことの表現ぶりの注釈の関係につきましても、検討させていただければと思っております。

以上です。

○川崎部会長 ありがとうございました。

今、いろいろいただいた御意見に対してのお答え、なかなか、全部、一つ一つ即答するというのも非常に難しいところもあったかと思えますが、できれば、この辺り、一度、事

務局にも整理していただいた上で、それに対して、また改めて次回、整理してお答えいただくということも考えた方が良くないかと思っております。御質問された小松専門委員、また、回答いただいた農林水産省、そういう形で対応、御協力いただけたらと思います。今、ひとまず口頭でお答えいただいたことに関して、もし小松専門委員から、更に御質問やコメントがありましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○小松専門委員 今ちょうど3ページが出ていたので、4番の設問、少なくとも、今のこの状態だと、プレ調査で回答があったということですが、主に農業、林業以外の事業（自営業）を行ったというのは、団体経営体の人が（自営業）となると、そもそも、この設問と、後ほど出てくる票組みの設問とは意味が異なってしまいますし、というように何かと何かの設問を合体させると2択と5択とを組み合わせることになるので、無理矢理チェックは付けられるかもしれないですが、正確な調査だと受け取れるか、もう一度、よくお考えいただきたいなと思います。正確な表記に修正するのであれば、この設計でも良いと思うのですが、どうやっても、回答しやすく、理解しやすい選択肢が作れないようであれば、従来の票に戻せば良いだけなので、経営者も含めて、票組みで作っていく方法はあって、持ち帰って、よく検討していただければと思います。

あと、今お答えいただいた農業生産関連事業についても、延べ人数ではなく、従事しなかった人数を聞くということですが、改めて、農業生産関連事業のみに従事した実人数を把握する政策ニーズや、そちらにこだわる理由を明確に御回答いただきたい。特に臨時雇いについては、経営形態ごとに、基本的には実人数より延べ人数で把握もされているはずですし、回答が難しい項目ではない上、労働力の総量が分かるので、臨時雇いまで含めて延べ人数を聞かないという、そちらの優先度が低いと判断された理由について、説明を聞きたいなと思いました。

あと、持ち帰って検討していただけるということで、細かい意見は、可能な限り、御検討いただければと思います。

以上です。

○川崎部会長 ありがとうございます。なかなか複雑なことですが、今の点で確認したいことがありますので、今の画面の調査票の、ちょうど今表示していただいたところをもう一度表示していただけますか。

私自身も今のお話を聞きながら、ここの画面に出ている4番の設問、私は農業の専門ではないですが、しかし、最初の欄の「仕事を主にしていた」という青い枠囲みのところで4択になっていますが、これで本当に大丈夫かなという気は、やや、します。つまり、主に農業を行った、林業を行った、農林業以外の自営業を行った、それから、他に勤務したのは個人経営のみ、そうすると、サラリーマンであった人が農業に入った場合だったら、どこにも入らないことになって、仕事を主にしていたのはどれにも入らないことになってしまうので、仕事を主にしていたの内訳は4択になっていますが、これは主にしていた仕事の内訳が100%カバーする網羅的な選択肢になっていないと無理ではないかと思うのですが、これ、どう見ても網羅的になっていないと思うのですね。だからこの点、私自身も今の小松専門委員の疑問をかなり共有したところでもあります。農林水産省では、プレテ

ストとかでいろいろ、このような分野の方に記入できるかというのを確認されたということですが、実は調査の現場というのは本当に難しいもので、プレテストでお尋ねした方はこれに該当するので何にも悩まなかったけれど、そうでない方で引っかかるということは往々にして起こるわけですね。ですから、今のような御指摘は、もう一度、大丈夫かなという観点で確認をしていただけたらと思いました。

それから、もう一つ、先ほどおっしゃった発言の中で、実人数、延べ人数のことですね。私はこの分野のことは明るくないのでよく分かりませんが、どちらがどのように大切なのかというのは、もう少し御説明をお聞きしたいなとも思いました。

ということで、大変多岐にわたる御質問でありますので、先ほどお答えいただいたこと以外に何か付け加えることがありましたらお答えいただいて、それ以外のことは、また次回に御報告いただくということをお願いしたいと思いますが、この時点で何かありますでしょうか。

○坂井農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 整理して、次回、説明させていただきます。

○川崎部会長 ありがとうございます。大変たくさんのそれぞれ重要なポイントかと思えますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、ほかの方からも御質問等ありましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

江川専門委員、お願いいたします。

○江川専門委員 私からは、1点、質問させていただきます。

12ページの農業生産関連事業です。

○川崎部会長 このページでよろしいですか。

○江川専門委員 はい。農業生産関連事業には観光農園というのがあるのですが、観光農園の更問の「うち、農作業には従事しなかった人」という項目があります。農業生産関連事業の中に、農作業が発生する観光農園のようなものがあるので、そこで混同してしまうのではないかと思います。そういった点では、設問は「そのうち農作業に従事しなかった」というよりは、「生産関連事業のみに従事」と限定して聞いた方が、観光農園に関して言えば誤解を招かないと思いましたので、その点を質問させていただきます。

○川崎部会長 ありがとうございます。

それでは、農林水産省から、いかがでしょうか。観光農園の特殊性ということで、そこが誤解なく伝わるようにということかと思いましたが。

はい、どうぞ、お願いします。

○坂井農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 これについても、また、整理して、説明させていただきます。

○川崎部会長 ありがとうございます。では、これは次回に御説明いただく事項として、追加させていただこうと思います。

ほかにはいかがでしょうか。

それでは、労働力関係事項の整理・簡素化、ここの部分までは進んだかと思えます。そ

れでは、これから次に進みたいと思ったところですが、残り10分を切ったところですので、今日の審議は、ここまでとさせていただきます。

それで、この後のことですが、今日はいろいろ御質問、御意見をいただいておりますので、次回はその御回答から始めて、残る調査事項についての審議ということになるかと思いますが、事務局と相談させていただきます。少しお待ちください。

すみません、少し方針転換ということで、今日の部分は終わりと申し上げましたが、恐縮ですが、もう少し継続させていただきたいと思います。

今後の部会日程を考えますと、できるだけ論点、課題みたいなものは今日早めに出していただいて、次回、そのお答えをいただけるように目指した方がよろしいかと思います。ただ、今日は深い審議をする時間はありませんので、論点、論点への回答の説明だけしていただいて、その上で、御質問等を集めた上で次回に臨むという形にさせていただきます。

ということで、続く部分の労働力関係以外の調査事項の変更について、事務局から御説明いただき、また、農林水産省からも御説明いただく、今日はそこまで進めさせていただきます。

恐縮ですが、少し12時を過ぎてしまうかもしれません。御都合がおありの方は退室していただいて結構ですので、御都合のつく方は、引き続きよろしく願いいたします。

では早速、審査官室からお願いします。

○森総務省政策統括官（統計制度担当）付調査官 資料2の労働力関係以外の調査事項のところを画面に映しますので、少々お待ちください。

○川崎部会長 7ページですね。

○森総務省政策統括官（統計制度担当）付調査官 はい、説明します。

労働力に関する調査事項以外の変更についてですが、審査メモの別添3により、変更事項ごとに、新旧と変更理由をまとめて記載しております。具体的には、輸出に関する調査事項の追加や青色申告の継続年数の削減などが予定されています。

審査メモ、こちらですけれども、審査状況といたしまして、追加については、各種行政計画の進捗・評価の指標等として必要とされていることでありまして、報告者の負担が著しく増加するものとは認められないこと、一方、削除については、利活用の状況を踏まえたものであり、報告者の負担軽減にも資することから、おおむね適当としておりますが、変更事項の主なところについて、利活用や必要性の観点で論点を立てております。

事務局からは以上です。

○川崎部会長 ありがとうございます。それでは、農林水産省からお願いいたします。

○坂井農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 回答いたします。

まず、輸出に関する事項の追加の部分についてです。調査票の12ページの下を御覧ください。過去1年間の農産物の販売金額に占める輸出金額の割合及び過去1年間の農業生産関連事業の売上金額に占める輸出の割合です。これは我が国の農林水産物・食品の輸出目標である2025年に2兆円、2030年に5兆円を達成するために定められた輸出拡大に関する実行計画において、輸出に関係する農林漁業者等をはじめとする地域の事業の実態を

正確に把握するために統計的手法を検討することが求められていること。また、国会においても、輸出の促進に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議において、農林漁業者をはじめとする関係事業者及び農村地域関連の所得向上が図られることが重要であり、これまでの輸出促進に係る諸施策の効果を検証し、効果的かつ効率的な施策を講ずること。その際、効果を正確に把握するための手法を速やかに検討することとされていること。これらを踏まえて、先行する漁業センサスにおいても追加いたしましたし、農林業センサスにおいても同じ項目を追加するものであります。なお、農林業センサス研究会においても、輸出について、さらに詳細な把握も必要という意見も出されましたが、両センサスで、今回の項目で実施し、その結果を踏まえて、今後の調査項目の充実等を検討したいと考えております。

次に、②の有機農業に関する調査事項の充実についてです。調査票の13ページの下でございます。有機農業に取り組んでいる耕地の実面積及びうち牧草地の面積並びに茶の栽培面積についてです。みどりの食料システム戦略の目標を2050年までに耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を25%、100万ヘクタールに相当しますが、拡大することを目指すことが目標として定められております。また、有機栽培のお茶は海外での消費ニーズが高く、輸出拡大実行戦略においても輸出重点品目に設定されているところであります。このことを踏まえて、農林業センサスにおいて有機農業で取り組んでいる耕地の実面積及びその内数として、牧草地の面積並びに茶の栽培面積を把握し、両戦略の進捗評価等の指標として利用するとともに、今後の施策検討に活用するために本項目を追加するものです。

次に、集落営農は別途回答いたしますので飛ばしまして、④の青色申告の継続年数の削除についてです。調査票の13ページの上になります。青色申告については、収入保険制度の加入条件が基準収入との関係で平均的な収入を適切に把握するため、5年間の青色申告実績を基本としており、制度全体の検討を行うに当たり、実施状況と継続年数の2項目を把握していたところであります。継続年数を把握していたのは、収入保険制度の加入条件から将来的に想定される加入規模を見るためでしたが、就農して間もない方や白色申告から青色申告に切り替える方に配慮しまして、加入申請時に1年分の実績があれば加入できるようにしていることや、令和6年からは、加入に必要な青色申告実績の年数を短縮し、加入申請1年分のみ青色申告実績で加入できるよう検討している状況を踏まえまして、継続年数を継続して把握する必要がなくなったため削除するものです。なお、青色申告の実施状況については、継続して把握することとしております。

集落営農の参加の有無等の削除についてです。集落営農組織に関する調査として、別途、農林水産省で実施しております集落営農実態調査において、集落営農組織の組織形態や営農状況、構成農家等について把握しておりますが、農林業センサスでは、個人経営体が独力で経営しているのか、集落営農組織に参加しつつ、農業経営を展開しているのかといった構造を明らかにするため、前回2020年農林業センサスで設定したところであります。その結果、個人経営体のうち集落営農組織に参加している経営体が約18万経営体、全体の17%にとどまっております。集落営農組織への参加の有無別に販売金額規模別や経営耕地規模別を見ても、それぞれの構成に大きな違いは見られないこと。また、令和2年

の集落営農実態調査では、集落営農組織の構成農家が49万戸あり、集落営農組織の構成員の大半は経営体以外の世帯で構成されていることが分かり、一応の目的は達成しましたので、報告者の負担軽減も考慮し、削除することといたしました。

最後に、cの農業経営に当たってのデータ活用の状況、生産活動に限られているようだが、労務管理のデータ活用が選択肢に入っているのかということについてです。調査票の14ページの上を御覧ください。労務管理等のデータ活用についても、活用している対象となります。例えば、労務管理等のデータをパソコン等で記録している場合は、選択肢の農作業履歴等のデータをパソコン等で記録しているに該当いたします。なお、調査票の注書きは、農業生産に関するものを例示する構成としており、その他の事例については、調査対象へ別途配布します調査票の記入の仕方に記載し、補足したいと考えております。

以上です。

○川崎部会長 ありがとうございます。

たくさん論点について御説明いただきました。実はこの後、皆様から御質問等をお受けしたいところですが、時間的な制約もあります。また、次回の部会審議が7月6日、それから、予備日が8月4日と押さえられております。ということで、今後の審議の都合を考えますと、今日できるだけ御質問などをいただいて、次回、7月6日にお答えいただく。それで質疑応答しながらまとめていくという流れを想定する必要があるかと思っております。ということで、先ほどの御説明につきましては、できれば後ほどメールで、委員の皆様から御質問、御意見をいただきたいところですが、それを前提としまして、もし今の段階で御質問などありましたら、簡潔にお聞かせいただけたらありがたいと思います。少し時間を超過して恐縮ですが、どなたからでも、よろしく願いいたします。

では、小松専門委員、お願いいたします。

○小松専門委員 すみません、細かい点はメールで提出できるのですか。

○川崎部会長 そうですね。漏れがあってもいけませんので、メールでまた後ほどお尋ねすることも考えますが、それは別として、もし何か、幾つか発言しておいた方が分かりやすいということがあれば、是非お願いしたいところです。

○小松専門委員 労働力の方の細かい点で1点言い忘れたものがありまして、今御説明いただいたことに関しても、細かい点はメールでやります。

集落営農調査の組織への参加の有無に関して削除対象になっているのですが、1点、意見がありまして、前回初めて集落営農組織に参加、構成員であるというのを聞くような項目が追加されて、農林水産省側の意図として、集落営農に参加している農業経営体の特徴を把握することだったと説明いただいたのですが、2020年にせっかく調査したにもかかわらず、我々の手元には都道府県別の参加経営体数が公表されているのみで、その特徴を分析できるような抽出集計がなされていないので、結局、どういう特徴があったかというのを分析して、結果が分かったから終わるといようなことに足り得るほど利活用がされていないと思うのですね。もし可能であれば、調査票のスペースもあまり取らない項目ですので、もう1回だけでも、2020年、2025年も同様の設問で調査を行って、やるからには、もし削除しない場合には、抽出集計編第5巻か何かで集落営農組織の構成農家に関する

る統計を公表して、2020年、既にデータがあるので、2020年と2025年分の抽出集計の結果を出して、例えば、農地の所有や貸付けの状況がどうかとか、後継者の有無がどうかとか、雇用労働力の利活用がどうかというような項目で、センサスであれば資源調達や経営継承の見込み等が組織加入有無でどう違うかというのははっきり分析できるので、2020年に行政ニーズがあってやったということであれば、是非、きちんとした抽出集計、分析を行って、その上で、そこで役割を果たしたかどうか検証するということもあり得るのではないかなと思いました。これはほかの委員の皆様にも聞いていただきたいと思って、この場で発言しました。

以上です。

○川崎部会長 ありがとうございます。

ほかの委員の方々から、もしメールでの質問以外にも何か発言しておきたいということがありましたらお願いできたらと思いますが、いかがでしょうか。

それでは、時間も超過しておりますので、御質問はここで打ち切らせていただきたいと思えます。

ということで、今日の後半の部分の農林業経営体調査では、いろいろ御質問いただきましたので、次回は、それを踏まえてお答えをいただき、また、残る調査事項あるいは検討事項を確認してまいりたいと思えます。

この後の進め方について申し上げますが、今日はいろいろ御意見もいただいておりますし、また、今日は御説明だけで、御質問、御意見などをいただいている部分もかなりあります。ということで、皆様から、是非、御質問、御意見などについては、この会議の後、メールでいただきたいと思えます。

次回の会議が7月6日と、日程が比較的近いこともあります。事務局の整理あるいは農林水産省で回答を準備される都合もありますので、大変恐縮ですが、明日6月27日火曜日の正午までに、事務局宛てにメールで御連絡いただければと思えます。今日、御発言いただいた御質問についても、できれば簡単にでも結構ですから、質問のポイントだけ入れていただければと思えます。できるだけ漏れなく対応していきたいと思えます。ですので、今日もう少し質問したかったけれどということなど、もし何かあるようでしたら、できるだけ、今回のメールで提出いただくところに含めていただくようお願いしたいと思えます。

ということで、よろしいでしょうか。大変タイトなお願いで恐縮ですが、是非、御協力をよろしくお願いいたします。

そういうことで、この後ですが、先ほど申し上げましたように、次回は、これまでの質問への対応、それから、残された変更事項への対応、その他の論点を順番に審議していくことにしたいと思えます。

それから、本日の審議結果につきましては、次回の統計委員会で私から報告させていただく予定であります。

それでは、今日は時間も超過して大変恐縮ですが、大変密度の高い質疑応答をしていただきまして、ありがとうございます。

では、最後に、事務局からお願いいたします。

○内山総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官 本日はありがとうございました。

ほぼ、部会長におっしゃっていただいたとおりですが、次回の部会は、来週の木曜日、7月6日の10時から、今回同様ウェブで予定しておりますので、お願いいたします。

本日の説明におきまして、引き取られた宿題、それから追加での御質問につきましては、今もお話がありましたとおり、誠に恐縮でございますが、次回の部会が接近しておりますので、明日正午ということで、メールにより事務局まで御連絡いただければと考えております。

次回部会のメニューにつきましても、今、部会長からお話しいただいたとおりでございます。

今後、議事録につきまして、また追って御照会することはいつもおどおりでございますので、こちらにつきましても、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○川崎部会長 ありがとうございました。

それでは皆様、今日はお忙しい中、また時間も超過しましたが、御出席いただき、貴重な御意見をありがとうございました。

それでは本日の部会を終了させていただきます。